

自治体行財政の自治と住民協働に関する一考察

片山和希 (財政学研究室)

1. 問題意識と課題設定

自治体の議会選挙や首長選挙の投票率の低さは、住民の関心の薄さや責任感の欠如として問題視されることが多い。一方、有権者である成人住民（以下、有権者住民と呼ぶ）が議員、首長への失望や不信感を抱いている表れと受け取ることもできる。それは、議員や行政に対する信頼の喪失という問題につながる。住民自治の形骸化の問題である。議員、首長をめぐる選挙結果によっては自治体の行財政運営のあり方は大きく変わり得る。選挙は住民の意思が反映される第一の機会ではあるが、それだけで十分とは言えない。政策形成、予算編成における、住民による意見や提言の反映など住民の参加が重要となる。形骸化問題に対しては、例えば、住民が、議会を補完するとともに、その意思が政策に反映されている実感を抱くことが重要である。

公共サービスをめぐって住民が関与する機会、回路はそれ程多く存在してはいない。そのことは特に、意見の反映、決定において顕著である。その中で、住民自身が公共サービスを提供するという関わり方がある。自治体行政と連携して行われる「協働」と呼ばれる関わり方である。住民と行政との連携ないし協力関係を意味する協働において、行政と住民との関係は対等であることが求められている。しかし、力が違う者同士の間に対等な関係は自然に成立するものであろうか。

本論文では、住民自治への作用を考察する意図から、市政に投票権をもつ有権者住民と自治体行政の関係を念頭に置く。住民自治の代表機関である議会ではなく、自治体行政と有権者住民との連携ないし協力関係を検討する意図から

住民協働と呼ぶ¹⁾。有権者住民については、個人とともに集団活動を行う団体が検討対象となる。自治体の住民自治の形骸化の問題とのかかわりで、住民協働を取り上げる。その際、協働がもつ行政にとっての経費節減的な効果に留意する。住民が行政機関の活動に関わってくれば、代替的に、行政機関の負担は減ることが考えられるためである。

宮崎市地域自治区制度の特徴といえる「協働」に焦点を当て、宮崎市の事例を用いて検討する。宮崎市の地域自治区制度は、地方自治法の規定すなわち地域自治区の一般制度を導入している事例である。2023年現在、宮崎市には22の地域自治区が置かれ、各地域自治区で地域まちづくり推進委員会が「地域まちづくり事業」を実施している。宮崎市の地域自治区制度における住民協働は、2009年に市長の分掌事務である「地域まちづくり事業」が次の枠組みをもつものとなっている²⁾。地域まちづくり推進委員会が事業案を作成し、地域協議会が承認する。地域まちづくり推進委員会が市に地域コミュニティ活動交付金を申請し交付を受ける。同交付金を用いて地域まちづくり推進委員会が事業を実施する³⁾。

宮崎市は、住民側の動きに先行し、行政側がリードして制度を構築し推進している住民協働の事例といえる。地域自治区の枠組みと住民協働は宮崎市政の住民自治に寄与してきたといえるだろうか。宮崎市政の住民自治への寄与を念頭に、地域自治区制度を素材に検討し、住民協働の作用と性格について考察する。

以下では、まず、協働が宮崎市政においてどのような経緯をたどってきたか検討する。次に、地方自治法が定める地域自治区制度について述べた

後、宮崎市の地域自治体の枠組みを構成している機関と活動について述べる。そして、宮崎市における地域自治体の枠組みがどのような状況にあるか、現状、行われている議論とを検討していく。

2. 宮崎市の地域自治体設置の経緯、背景

2.1 設置の経緯、背景

地域自治体の設置に至る、検討の出発点は支所のあり方の見直し（1998年）にあった。1998年は宮崎市が中核市へ移行した年である。その後、見直しは地域コミュニティの活性化やまちづくり支援の観点でも検討されていくようになった。2004年に地域自治体制度の創設等を規定する地方自治法の改正が行われる。宮崎市は検討を経て、地方自治法の地域自治体制度を導入することとした。2005年9月に「宮崎市地域自治体の設置等に関する条例」を制定し、2006年1月1日から施行した。地域自治体の設置と同時に支所は廃止された⁴⁾。

この経過の背景には地域団体の再編があった。自治会・町内会をはじめとした地縁型の組織との協力を基礎としてきた自治体との協力関係が、主に自治体の側の都合により一定の見直しと再編成が必要とされた。すなわち、①宮崎市には周辺自治体の合併にともなって新たな地域組織と事業の委託相手を探すことが必要だった。②それまで市に協力してきた自治会の加入率の低下により住民自治組織の補強が必要になった。③地域課題が多様化するなかで自治会などの個別組織だけでは対応困難になった。④テーマ型の市民活動の活発化を促すという当時の宮崎市長の方針があった（槌田2020:pp.234-235）。

2006年1月、宮崎市は3町（佐土原町、田野町、高岡町）を編入合併した。同年、旧宮崎市内に地域自治体を設置し⁵⁾、佐土原、田野、高岡の3町に合併特例区を設置した。2010年3月、清武町を新たに編入合併し、合併特例区

を設置した。合併特例区の設置期間5年を終え、2011年1月に旧3町の3合併特例区は地域自治体へ移行した。2015年3月、清武町合併特例区は設置期間を終え地域自治体へ移行した。他の3つの地域自治体内で行われた分離を踏まえ、2016年以降2023年現在、22の地域自治体が設けられ、各々に地域自治体事務所（行政機関）が開設されている。旧宮崎市本庁管内の11地域事務所、旧宮崎市支所管内の7地域センター、編入合併旧4町の4総合支所である。

2.2 宮崎市政における協働

宮崎市の地域自治体の設置の背景に市政の「協働路線」がある。地域自治体の設置の背景にある協働が宮崎市政においてどのような経緯をたどってきたか、市民活動推進の文脈、行財政改革の文脈について検討する。

(1) 市民活動推進

宮崎市は1990年代末から「九州一のボランティア都市」を目標に掲げ、市民のボランティア活動への参加とそのため市民活動団体の設立や運動を積極的に推奨してきた。市民活動団体（NPOなど）の登録数増加は、市当局の強い政策志向によって主導された。これをふまえ、市民の自発的なボランティアから一歩進め、合併前夜には「市民と行政との協働」を「新しい公共」として志向するとし、それまでの「ボランティア都市づくり」から「協働型都市づくり」への展開を図った。この方向を、国の改正地方自治法による「地域自治組織」と結合させようというのが、宮崎市の基本方針となった（宮入2011:pp.131-132）⁶⁾。

住民によって形成される団体は、活動が地域特定の団体（自治会や自治公民館、子ども会、老人クラブなど）、と活動が市全域にわたる特定分野の市民活動団体に大別される。これらの団体には、行政にとって重要な役割を担う存在

があり、それらは行政と住民のとのパイプ役、行政を事実上代替・補完する役割を果たしてきた。いわば行政協力の相手方といえる。行政は協力相手に支援を行ってきた。例えば、宮崎市は自治会に対して、運営費の補助をはじめ、防犯灯の設置や維持管理に係る補助など、財政支援を行っている。

一方、特定非営利活動法人（NPO）などによる市民活動については、1998年に「宮崎市ボランティア活動支援基本方針」を策定しボランティアなどの市民活動を積極的に支援し、2004年3月には「宮崎市市民活動推進基本方針」へ改定している。また、2018年3月には第5次宮崎市総合計画を策定し、これをふまえ2020年3月に宮崎市市民活動推進基本方針を改訂し、市民活動を担う人材の育成や多様な主体の連携への環境整備を進めている⁷⁾。

協働路線は、地域団体だけでなく市民活動団体を含み、地域自治区における地域まちづくり推進委員会へと展開されてきた。宮崎市が進めてきたこの路線は行財政改革の中ではどのように位置づけられていたのだろうか。

(2) 行財政改革

ここでは宮崎市の行財政改革大綱に協働路線がどう扱われていたか検討する。今日、行財政改革と一般に呼ばれる取組みに関する大綱の作成は宮崎市においては1986年に始まる（宮崎市行政改革大綱、実施期間1986～1995年度、第1次大綱）。協働路線とおぼしきものは第3次大綱から現れている。すなわち1998年の「新たな宮崎市行財政改革大綱」（第3次、実施期間1998～2001年度）は「市民参画による開かれた市政」を掲げている。そして2002年の「宮崎市行財政改革大綱」（第4次、実施期間2002～2004年度）においては「市民等との協働によるまちづくりの推進」が掲げられている。

2005年の「宮崎市行財政改革大綱」（第5次、

実施期間2005～2007年度）においては「①市民との協働による質の高い、最適な公共サービスの提供、②住民自治による地域の特性を活かした公共サービスの提供、③分権型社会・協働型社会に対応した行財政システムの確立」を掲げるに至る。協働路線は行財政改革の一環に位置づけられていることがわかる。なお、この第5次大綱は2008年に見直しが行われ、一部改訂版が策定された。同時に策定された「宮崎市集中改革プラン」の計画期間2005～2009年度と同じ実施期間2005～2009年度へと期間延長したが、引き続き前述の3点は掲げられている。

その後、大綱に示された表現は趣きを変えている。2010年の「新宮崎市行財政改革大綱」（第6次、実施期間2010～2012年度）、2013年の「第7次宮崎市行財政改革大綱」（実施期間2013～2015年度）、2016年の「第7次宮崎市行財政改革大綱改訂版」（実施期間2013～2017年度）に継続して掲げられ続けたのは「①効率的で信頼される行政運営の確立、②健全財政の確立、③市民の視点に立った行政サービスの確立」であった。

2018年の「第8次宮崎市行財政改革大綱」（実施期間2018～2022年度）においては、「共通視点「公民連携の推進」」が掲げられ、その下で「①効率的で効果的な行政経営、②投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」、③職員の資質向上と機能的な組織体制の確立、④情報化の推進と広報広聴機能の充実」をあげている。2021年に「第8次宮崎市行財政改革大綱改訂版」（実施期間2018～2022年度）が策定されているが、表現に変更はない。

2010年以降、大綱に協働路線が表立って示されることはなくなっている。しかし、それによって行財政改革と協働路線との関係が断ち切られたと考えることはできないだろう。2020年に、市民活動推進基本計画改訂版が出されたことなどに示されるように協働路線自体は推

進が一層図られている。その動きの一方で、宮崎市は、各種資料において、市政の将来的な行政縮小の見通しを示している。行財政改革大綱における表現からは姿を消しているが、宮崎市は協働がもつ経費節減的な行財政改革効果に期待を寄せている可能性が推察される。

3. 宮崎市地域自治区制度の仕組み

3.1 地方自治法の地域自治区

地域自治区の設置状況は、2023年4月現在、地方自治法に基づくものが13団体（市町）、合併特例法等に基づくものが5団体（市町）存在している。宮崎市は13団体のうちの1つである。

自治体が地域自治区を設置する背景には、日本での地域社会と自治体との協力関係の再編があるという（槌田 2020; p. 234）。自治会・町内会をはじめとした地縁型の組織との協力関係を基礎としてきたが、主に自治体の側の都合により、協力相手に一定の見直しと再編成が必要とされた。①市町村合併による地理的な広域化にともなって自治会などの地域団体にも連合自治会の結成などを含む再編成が必要だった。②自治体が地域団体に求める活動の範囲が防災対策や高齢者支援などを含めて多様化した。③自治会の加入率の低下などにより地域団体の弱体化と影響力の低下が進んだ。これらを背景に、平成の大合併を経た自治体では地域自治区や地域協議会が法制度上の根拠を与えられ、地域社会での受け皿組織の再編成としての役割を担った。

では、地方自治法が定める地域自治区とはどのようなものか⁸⁾。地域自治区制度について述べた後、宮崎市の地域自治区について述べることにする。

地域自治区は、市町村が条例で、その区域を分けて定める区域ごとに設けることができる。市町村長の権限に属する事務を分掌し、地域の

住民の意見を反映させつつ、これを処理するための区域組織（行政区）である。地域自治区は法人格を持った団体ではなく、指定都市の行政区と同様に自治体内部の組織である。当該市町村の一定の行政を処理するための組織・機構を備える法人格を有しない行政区画を意味する。事務所を置き、事務所長は事務吏員（すなわち当該自治体の職員）をもってあてる。事務所は地域協議会の事務も処理する。

地域自治区を設けた場合、地域協議会は必置機関である。地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する⁹⁾。地域協議会の構成員の定数その他地域協議会の組織及び運営に関する事項は、条例で定めることとされている。地域協議会は、次の事項について、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議して、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べる。すなわち、① 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、② ①の他、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項、③ 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項である。

地域自治区は、地域の住民の意見を反映させつつ、当該地域ごとに自治体の事務を分掌処理しようとする制度である。しかし、地域協議会は、市町村の長その他の執行機関を拘束する議決を行うものではない。地域自治区は、独自の立法権限・予算権限が制度的に保障されているものでもなく、地域協議会に当該地域自治区の意思を決定する議決権が認められているものでもない。したがって、住民自治が制度的に保障されているものでもない。

立法者は地域自治区の機能として地域住民や地域事業者によって設立されたNPO等の団体と基礎自治体との媒介機能を期待しているが、

果たしてどのような形でなし得るのか、またそれが適切に展開していくかについては、不明の点もある。多くの場合、これらの団体の活動は自治体の適切な支援や自治体との良好な協力関係を必要とする。

地域自治区を通じて住民自治の充実を図るならば、地域自治区及び地域協議会の構成及び運用の民主性が問われることになる。また、地域自治区の自主性・自律性を保障することも重要な課題となる。

地域自治区が住民自治機能を強め、住民の意見を反映した地域自治区における事務の処理がなされるようにするためには、地域協議会の活動が地域住民に広く認知され、その意見ができるだけ多くの住民の意見を反映し、住民の支持を受けるとしてしていくことが求められる。長による構成員の選任過程において、すべての候補者（応募者及び被推薦者）につき、自治区住民の全員が関与できる機会を設定することを追求すべきであり、普通の市民が自己の労働・生活を前提とした上で、構成員として活動できるようにすることが重要である。

また、地域協議会に限ることなく、市政に住民の意思を表明する多様な手段・機会が考案されるべきである。

石崎（2006）が明らかにした以上の性格から、地域自治区には住民からみた正当性の問題があり、住民自治の観点で意義は乏しいものであることが示唆される。住民正当性の問題は地域協議会だけでなく基礎自治体との媒介機能の相手方についても指摘できる。後述する宮崎市地域自治区における地域まちづくり推進委員会についてである。

3.2 地方自治法の地域自治区

地方自治法は地域自治区について大枠を定めている。制度設計や運用に必要な詳細については各自治体が条例によって規定する。宮

崎市の地域自治区制度には、地方自治法に規定される内容、宮崎市の条例¹⁰⁾が規定する内容とがある。加えて、要綱、規則、指針等の規定が地域自治区の枠組みを形成している。それらが宮崎市の事例を特徴づけることになる。次に、宮崎市地域自治区の枠組みを構成している機関と活動について述べていく。

(1) 地域自治区事務所

条例で地域自治区の手事務所の名称、位置、所管区域が定められている。宮崎市における地域自治区事務所は、その形態から地域事務所、地域センター、総合支所の3つに分類できる¹¹⁾。地域事務所は旧宮崎市の本庁管内に市の既存施設を活用するなど新たに整備し、地域センターは旧宮崎市の支所を活用し、総合支所は平成に合併した旧町の役場を活用している。地域自治区事務所が行う業務は、①地域協議会の庶務、②地域の課題等についての相談や地域の各種団体との連絡調整を行う地域振興業務、③行政サービスとしての窓口業務である。

地域自治区事務所の3つの分類は、それぞれ所掌する事務の範囲が異なっている。地域事務所は、旧宮崎市の本庁管内であることから、その業務の範囲は狭い。地域センターは、地域事務所に比べ、農林水産や建築土木、商工業に関する業務を行うとともに、窓口業務もより多くの分野を取り扱っている。また、総合支所は、地域協議会等の直接的な担当となる地域市民福祉課のほか、農林建設課を配置している。総合支所は、地域センターよりも多くの業務を担っており、2015年度からは総合支所で一定の事務が完結できるよう、予算管理権が付与されている。地域自治区事務所によって、業務、予算や事務の決裁権限（専決事項）に差異があることから、地域住民に提供できるサービスも異なっている。地域振興業務については、地域活動を支援する役割も含まれており、地域自

治区内の住民や団体の連携強化、地域の様々な課題を解決するために実施される事業の連絡調整などを行っている。これらの支援を十分に果たすことができるよう、宮崎市では、地域自治区制度導入にあたり、地域で活動する各種団体を結びつけ、地域活動をより活性化させるためにコーディネートを行う地域コーディネーター（市の嘱託職員）を配置している。

(2) 地域協議会

各地域自治区に設置された地域協議会の権限は地方自治法に規定されている。そのうち、条例で定めることが課されている、地域協議会の意見をきかなければならない市の施策に関する重要事項を、宮崎市は次の事項としている。すなわち、①市の総合計画、市の施策に関する基本計画その他これらに準ずる計画に関する事項、②地域自治区の区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置及び廃止に関する事項、③ ①②に掲げるもののほか市長が必要と認める事項、である。

この他に、宮崎市地域コミュニティ課によれば、宮崎市は地域協議会に住民主体のまちづくりを推進する役割を定めているという（宮崎市地域コミュニティ課 2021;pp.13・14）¹²⁾。地域協議会の具体的な役割を次のように説明している。①地域の連携の強化、②施策の提言、③諮問の協議、④地域自治区事務所の事務に関する提言、⑤住民主体のまちづくりの推進に分類され、①～④は地方自治法に定められたものであるが、⑤は宮崎市独自の役割である。⑤の役割としては、住民主体のまちづくりを推進するために、地域自治区ごとにまちづくりの方向性を定める地域魅力発信プランの策定のほか、地域まちづくり推進委員会（後述）が行う地域コミュニティ活動交付金（後述）を活用したまちづくり事業の協議や承認などを行う。このように、地域協議会は、①協働による地域のまちづくり

の中心的役割を担う、②地域住民の意見を行政に反映させる機能をもつ、という。

宮崎市地域自治区条例は、地域協議会の委員（地方自治法にいう構成員）について、任期2年、定数は、人口5万人未満の地域自治区は20名以内、5万人以上は25名以内としている¹³⁾。

委員の選出について、宮崎市は、市の要綱により地域自治区ごとに「地域協議会委員推薦委員会」を設置している。推薦委員会は、地域協議会委員の定数及び委員を選出する団体¹⁴⁾を決定するとともに、団体から選出された者、公募に対して応募のあった者の審査を行い、市長へ推薦する。団体からの選出とは別に公募枠が設けられている¹⁵⁾。

地域協議会の会議は、定例会が年4回開催される。地域協議会の審議事項はどのような状況にあるか¹⁶⁾。宮崎市において、地域協議会で審議される事項は、①市長その他の市の機関からの諮問に関する事項、②地域協議会委員等からの提案に関する事項、③地域コミュニティ活動交付金に関する事項の3つに分けられる。このうち、コミュニティ交付金に関する審議の割合が高くなっている。

①について、2006～2017年度の12年間に、市長から地域協議会への諮問案件は、災害危険区域の指定、体育館や公園の廃止など7件であり、そのうち、条例で定められた公の施設の設置及び廃止に関する案件が4件を占めている。

②について、市の施策に関するもののほか、他の地域団体等との連携や協働などのまちづくりに関する意見交換や審議が行われている。地域協議会からの提言としては、2018年度までの13年間で88件の意見書が市長へ提出されている。その内容は、道路や河川、公立公民館などの公共施設の整備に関することが最も多く、続いて、地域自治区の分割に関する事、地域コミュニティ活動交付金に関する事、地域自治区事務所にすることなどである。

③について、地域コミュニティ活動交付金規則に基づく地域コミュニティ活動交付金事業の承認等である。地域協議会による承認は、地域まちづくり推進委員会がコミュニティ交付金の交付申請及び実績報告を行う際に必要となっている。

諮問審議・意見提案審議の件数の少なさからみて、市行政に対して地域自治区住民の意見を反映させる機能は弱い可能性がある。市政に影響を及ぼす作用は乏しいことが推察される。

(3) 地域まちづくり推進委員会

地方自治法の規定から、地域協議会は、市から直接補助金交付を受けて、自ら地域活動を行うことはできない。補助金交付を受けて事業実施する組織が地域協議会とは別に求められることとなる。住民側の任意団体としての実行組織（事業実施）が求められるようになった（宮入 2011;pp.135-136）。2006～2008 年度の間、その仕組みがつくり出された。宮崎市は 2007 年に仕組みの検討を行い制度化に向けて動いている。2008 年に地域まちづくり推進委員会が各地域自治区で設立され、活動を開始している。一方、活動資金となる地域コミュニティ活動交付金については、1 年延期との議会決定を受け、2009 年 4 月から開始されている。これにより、地域コミュニティ活動交付金を活動資金として、地域まちづくり推進委員会に交付する仕組み¹⁷⁾が 2009 年度（2009 年 4 月）から開始した。このことは、2023 年現在継続中の、宮崎市の地域自治区制度の枠組みが生成されたことを意味している。

地域自治区事務所（行政機関）、地域協議会（市の附属機関）に対し、地域まちづくり推進委員会の位置づけは異なる。地域まちづくり推進委員会と地域コミュニティ活動交付金は、「宮崎市地域コミュニティ活動交付金に関する規則」の中で、内容が規定されている。地域

コミュニティ活動交付金規則は、地域まちづくり推進委員会を、地域コミュニティ活動交付金の交付を受けることのできる唯一の団体と定めている¹⁸⁾。地域まちづくり推進委員会は 2008 年度中に、各地域自治区で設立され、2023 年現在 27 存在する。

各地域まちづくり推進委員会は規約を定めている。それぞれの規約に基づき、会長、副会長や監事などの役員と事務局が置かれ、総会、役員会、部会等が運営されている。事務局は、事業実施や交付申請に係る事務、会計処理などの業務を行い、事務局職員は、まちづくり推進委員会が雇用し、雇用条件や勤務形態なども地域まちづくり推進委員会で決定している。分野ごとに部会を設けて活動が行われる。地域まちづくり推進委員会には地域自治区住民誰でも参加することができ、その活動はボランティア（無償）で行われている、という（宮崎市地域コミュニティ課 2021;pp.23-24）。2022 年 5 月 1 日時点で、地域まちづくり推進委員会の全 2,123 名の参加者のうち、地域協議会委員は 8.5%（181 名）、地域団体が 65.3%（1387 名）、公募が 26.1%（555 名）である（宮崎市地域振興部地域コミュニティ課 2022a;p.21）。

住民によって任意に設立された団体であるにもかかわらず、市の附属機関である地域協議会の承認を受けなければならない。一種の「半官制の公認の任意団体」の性格をもつ。こうした制度的な位置づけは、宮崎市の地域自治区の制度としての成立の経緯が、市民と行政との「協働型都市づくり」に端を発していたことと深く関わっているとみてよい（宮入 2011;pp.136-137）¹⁹⁾。設立と届け出が一般の住民に認知され同意を得てなされたものであるのか。地域協議会だけでなく、地域まちづくり推進委員会においても地域自治区住民からみた正当性の問題があるといえる。一部の住民にとどまることなく、様々である住民の声をきき、

活動にできるだけ反映させるようにすることはできているのかについて疑問がある。

(4) 地域コミュニティ活動交付金と地域まちづくり事業

前述の地域コミュニティ活動交付金規則は2023年現在までに8度の改正を経て、2022年4月1日から特例交付金が施行されている。2023年現在、地域コミュニティ活動交付金には、基礎交付金と特例交付金の2種類がある。前者は宮崎市の一般財源を財源とし地域自治区ごとに算定し交付される（2022年度当初予算額、86,036千円）、後者は寄附金（地域版ふるさと納税）を財源とし地域まちづくり委員会ごとに算定し交付される（2022年度当初予算額、451千円）。基礎交付金が制度の中心であり、配分額の算定基準は従来（特例交付金に加わる前の地域コミュニティ活動交付金）と同様である。すなわち、基礎交付金は予算額（基礎交付金全体額）の3割を地域自治区ごとに均等に配分（均等割）し、7割が人口に応じて配分（人口割）される（宮崎市地域振興部地域コミュニティ課2022a:pp.24-25）。

この交付金を用いて行われる、地域まちづくり推進委員会による地域まちづくり事業の取

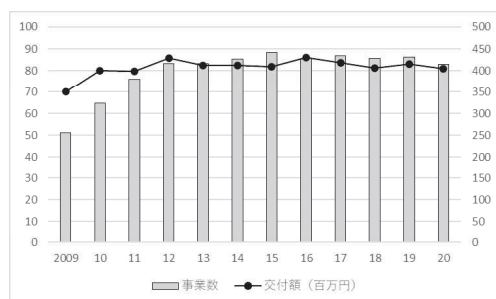


図1 地域コミュニティ活動交付金基礎交付金の活用実績

出所) 宮崎市地域振興部地域コミュニティ課2022a:p.30より筆者作成。

り組み状況はどのようなものか。図1が示す通り、取組みが始まった2009年度に255事業であった事業数は、3年間で約150事業増加したが、2013年度以降はほぼ横ばいとなっている（宮崎市地域コミュニティ課2021:p.40）。

事業分野別件数では、防犯・防災が最も多く、次に地域福祉が多い。続いて、環境ないし地域再生、という順に多い傾向がある。この傾向は継続してきたものといえる²⁰⁾。

しかしながら、これらの事業は、一般の有権者住民や市民団体の声をきき、それが反映された地域課題を扱うものであるのか、声の反映を通じて地域特色が生み出される取組みとなっているのか、市政を変えるような影響を及ぼしているものであるのか、について疑問がある。

宮崎市は地域まちづくり事業の流れを次のように想定している。宮崎市はそれをもって、どのような取組みや状況で地域コミュニティ活動交付金を活用するかは地域で決定することになる、としている。すなわち、地域コミュニティ活動交付金を活用して事業を実施するにあたっては、まず、地域協議会において、地域課題の抽出と解決策の検討が行われる。これを受け、地域まちづくり推進委員会が事業を構築し、地域協議会に事業計画の承認を受ける。地域まちづくり推進委員会は、事業計画に対する地域協議会の意見書を添えて市に交付申請を行い、交付決定を受けることによって、事業を実施することができる。市が交付決定を行う際には、地域協議会の意見を参考にしている。地域コミュニティ活動交付金は、毎年度の予算額（一般財源）から配分額を地域コミュニティ活動基金に積み立てた上で、必要額を基金から取り崩して、地域まちづくり推進委員会へ交付している。交付申請に関しては、配分額の範囲内で事業実施に必要な額を申請することとなっているが、未申請の配分残額は、管理金として次年度の地域コミュニティ活動交付金の財

源の一部に充てられ、地域コミュニティ活動基金において管理している（宮崎市地域コミュニティ課 2021:pp.30-31）。

4. 地域自治体の状況と住民協働の性格

4.1 地域自治体をめぐる議論

2022年度の地域コミュニティ活動交付金活用事業評価報告書²⁾を取り上げ、地域自治体の枠組みの状況と議論状況を探る。2023年現在、最新は2023年度のものであるが、状況把握には2022年度の方が適している。同評価報告書は次のように考え・方向性を示している。すなわち、地域のまちづくりの現状と課題について、まず、協働による取組みの推進を求めている。そして、地域の特性や資源はそれぞれ異なり住民ニーズや課題も多様化しているため、地域自治体を軸としたまちづくりはますます重要になると考えられる、と述べる。住民ニーズや地域課題が多様化し、その対応や解決に向けた取組みには、専門性が求められるものもある。地域まちづくり推進委員会は、人材の発掘や育成に加え、地域内外の専門性を有する団体や事業者等と連携し、事業の自立性や継続性を高めていくことが重要、としている。以下、機関ごとの状況を示す注目される記述を列挙していく。

1) 地域協議会

地域の実態に即した協議が行われているところもあるが、地域コミュニティ活動交付金事業の事業計画や実績報告の承認に留まっているところもある。地域まちづくり推進委員会の活動にかかわっている地域協議会委員の構成は、各地域自治体で大きく異なっている。

地域協議会と地域まちづくり推進委員会の関係については、活動への理解があり、事業に協力している地域もある。地域まちづくり推進委員会の活動に対する認識が高まらず、事業への協力が不足している地域もある。

2) 地域まちづくり推進委員会

自治会等の地縁団体をはじめ、各種団体と連携しながら、様々な事業を実施している。組織力が低下している団体もあるため、事業への協力や参加など、地域まちづくり推進委員会の活動に影響が及んでいるところもある。

地域課題が多様化し、その解決に向けた取組みには専門性が求められるものもある。高齢化の進行や雇用の高年化などによりこれまでの取組みを継続するだけでは対応が難しくなることが予想される。地域の各種団体のほか、事業者等との新たな関係の構築を含め、地域まちづくり推進委員会のあり方を検討する時期にきていると考えられる。

3) 地域自治体事務所および公立公民館等

行政の機関については、地域自治体事務所には、地域協議会の事務局として、行政の地域施策や地域課題等を把握し、地域協議会に情報提供等を行うことが求められる。行政では、各部署が、直接、地域とかわることで、地域力を分散させたり、特定の人材に負担が集中したりするなどの問題も生じている。行政では、多様化する住民ニーズや地域課題に適切に対応するため、各部署が個別に地域にかかわるのではなく、地域の特性や実情に合わせ、地域自治体事務所がコーディネートしていけるよう、地域自治体事務所には、地域振興に係る事務を分掌したり、権限を移譲したりすることで、事業の構築や展開を図っていく必要がある。住民ニーズや地域課題に適切に対応していくには、地域協議会が機能していくことが大事になるため、事務局である地域自治体事務所の機能を強化していく必要がある。

行政機関である公立公民館等において、関係者が連携しやすい環境の整備を図ってきている。地域自治体事務所の調整のもと、定期的に、公立公民館等がまちづくりの関係者との協議の場を設け、意見交換や情報提供を行っている地域も出てきている。地域自治体事務所と公立

公民館等が一体となり、地域施策に対応していく必要がある。

4)地域まちづくり推進委員会について今後の方向性

人材の育成と確保²²⁾、スキルの向上や専門性の確保、各種団体等との連携、地域への情報発信²³⁾をあげ、地域まちづくり推進委員会の組織基盤の強化²⁴⁾という考えを述べている。

なお、自治会との関係について次のように述べている。地域まちづくり推進委員会の中には、部会員の選出を自治会に依頼したり、事業を共催で実施したりするなど、地域自治区の取組みにおいても、自治会との関係は重要になっている。行政では、自治会の基盤強化やその機能の補完のあり方などを検討する必要がある。

以上の評価報告書内容からは、地域まちづくり推進委員会に地域自治区住民による担い手不足問題がある一方で、行政は住民側に専門性と実施能力を期待していることを読み取ることができる。また、必ずしも一般の有権者住民にこだわらないかの考え、すなわち事業者等との連携も示されていた。そして、地域協議会の事務局である地域自治区事務所の強化をあげる一方で地域協議会が機能していくそのための策についての言及は乏しかった。

これまでに地域自治区の枠組み、住民協働は宮崎市政の住民自治に寄与してきただろうか。

4.2 宮崎市の住民協働の性格

近年の宮崎市関連選挙の投票率の推移(表1)

表1 宮崎市の投票率(市長、市議会議員)の推移

宮崎市長選挙														
第16回平成18年1月29日			第17回平成22年1月24日			第18回平成26年1月26日			第19回平成30年1月28日			第20回令和4年1月23日		
当日有権者数	投票者数	投票率(%)	当日有権者数	投票者数	投票率(%)	当日有権者数	投票者数	投票率(%)	当日有権者数	投票者数	投票率(%)	当日有権者数	投票者数	投票率(%)
291,140	156,253	53.67	296,604	142,811	48.15	322,889	101,915	31.56	330,928	139,700	42.21	330,452	128,071	38.76
宮崎市議会議員選挙														
補欠選挙平成26年1月26日			第18回平成27年4月26日			補欠選挙平成30年1月28日			第19回平成31年4月21日			第20回令和5年4月23日		
当日有権者数	投票者数	投票率(%)	当日有権者数	投票者数	投票率(%)	当日有権者数	投票者数	投票率(%)	当日有権者数	投票者数	投票率(%)	当日有権者数	投票者数	投票率(%)
322,889	101,827	31.54	320,001	133,733	41.79	330,928	139,590	42.18	326,576	119,377	36.55	325,258	124,693	38.34

出所) 宮崎市ホームページ「過去の選挙結果」各投票率表(2023年9月12日取得)より筆者作成。

をみると、低下傾向にあることがわかる。住民自治の強化という場合、地域自治区には区域内への関心から宮崎市政への関心を育む、いわば民主主義の学校としての機能が期待される。

「協働」を強調している宮崎市は地域自治区制度について、地域住民の声を市政に反映させる仕組み、と説明している(宮崎市地域振興部地域コミュニティ課地域まちづくり推進室2023;p.1)。しかし、地域自治区の枠組みは地域まちづくり事業を通して、各地域自治区そして宮崎市に住民自治を育てているようには見受けられない。一般の有権者住民へは、宮崎市政だけでなく地域自治区の区域内への関心を育てているかにも疑問がある。市政の住民自治に寄与するところが少ないとすれば、住民協働の性格はどのようなものと受け取らざるを得ないだろうか。自治体行政側の財政事情をみてみよう。そのことで、行政側が住民協働を推進する理由を多角的に捉えることができるだろう。

図2は、2001~2020年度における宮崎市の実質収支、実質単年度収支、積立金取崩し額の推移を示している。まず、2005年度を境にそれ以前と以降とで財政運営のあり方が大きく変わっていることがみてとれる。2006年度は3町を編入合併し、地域自治区・合併特例区が始まった年度である。

実質収支をみると、宮崎市は継続して黒字を示している。2008年度まで10億円前後から、2009年度以降20億円前後に、2014年度ごろ

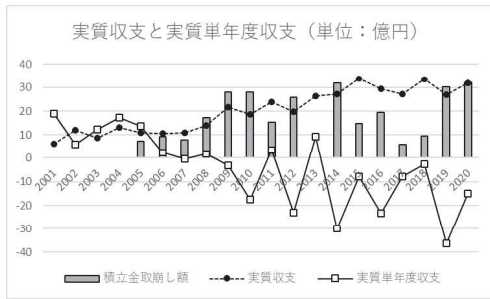


図2 宮崎市の財政収支の推移

出所) 宮崎市「決算カード」各年度版より筆者作成。

からそれ以降 30 億円前後へと実質収支の黒字額は増えている。しかし、実質単年度収支の推移をみると 2009 年度以降ほとんどの年度において赤字が発生している。赤字の規模は年度によってばらつきがあるものの単年度で 30 億円 (2014 年度) や 20 億円前後の年度があり、赤字が基調となっている。2005 年度からは積立金取崩し額が発生している。実質単年度収支の赤字を埋め合わせるように積立金を取り崩されてきた経緯がある。実質単年度収支の赤字基調を改善する要因は容易には思い浮かばず、今後についても積立金の取り崩しによって埋め合わせが行われていく可能性が高いといえる。

実質単年度収支の赤字基調、積立金取崩しによる財政運営のあり方は、自治体行政による公共サービス提供 (事業実施) に対して経費節減の圧力が存在しているであろうことをうかがわせる。住民との協働によって、執行における経費の節減を図ることを模索する動きが出て不思議ではない状況にあるといえる。将来的に、住民協働によって宮崎市が経費節減を図ることは考えられる。その際に、行政が行うべきことまでが住民に転嫁される事態が生じる可能性もあるだろう。最後に、これまで行ってきた検討をもとに、行政主導による住民協働の制度、問題点、そして市政住民自治への作用、住

民協働の限界を考察する。

5 考察

地域自治区の枠組みについて宮崎市行政は細部にわたる仕組みをつくり主導的に制度・枠組みを構築してきた。地域自治区とその関連制度による枠組みの活用に向け、宮崎市政は住民に向けてその推進を説いていた。行政の主導によって作りだされ、存在している制度は、一般の有権者、住民、市民団体の声を聞きそれを地域まちづくり事業に反映させることができるはずである。あるいは、地域協議会などの活動を通じて市政に影響を及ぼすことができるはずである。しかし、地域自治区の枠組みには住民が市政に直接影響を及ぼす働きは強くも弱くもなる可能性がある。

例えば、市に対する答申の数、市に向けた地域自治区に関わる意見の数が少ないことは、地域協議会とその委員の力不足に原因を求めることができるのかもしれない。しかしながら、行政の側には問題がないのか。地域協議会で議論がなされそれぞれの意見を表明させるべく、地域協議会を育てる観点のみでみた場合、行政が支援を行うことに熱心でなかった可能性がある。地域協議会の事務局である地域自治区事務所の活動に焦点が当たりがちであるが、支援のあり方はそれにとどまるものではない。そもそも、地域協議会の委員を選出する機会、委員になる機会は、地域自治区の一般住民や市民団体に広く開かれているのであろうか。

住民による公共サービスの提供には、自治体に対する住民の政治参加を増す作用も期待されるはずである。それは地域自治区内に限定されるものではなく、市政への政治参加につながるものが期待される。地方自治の民主主義の学校としての作用である。しかし、地域自治区の枠組みと住民協働にはその働きは見込み難い。

宮崎市地域自治区で行われる「地域まちづく

り事業」は市長の分掌事務の1つであり、地域まちづくり推進委員会という団体の活動を通じて事業計画作成・事業実施に住民が携わるというものであった。地域協議会による事業計画の承認という手続きを設け、事業に地域住民の意思が反映されていると宮崎市は考えている。

地域まちづくり事業は、宮崎市が決定した予算額の上限（各地域自治区へは交付金配分額）内で行われている。予算額を決めるプロセスで、例えば、物的施設の建設などの投資的事業は想定されていないか、あるいは検討されたとしても計画そのものが却下されているのではないか。地域まちづくり事業は地域コミュニティ活動交付金、その配分額の範囲内で事業が企画・実施されているにすぎない。しかし、住民が本当に望む、優先すべき地域課題を扱う、あるいは本当に地域特色を生み出す事業を行おうとすれば、本来、その事業費は宮崎市が示す予算額の範囲内に収まるとは限らない。これまでに行われてきた事業は一般住民や市民団体が本当に望む地域課題を扱い、あるいは本当に地域特色を生み出す取組みであったのか、また、本当にそれらを実現できる制度・枠組みであったか疑問がある。計画策定の手続きの適正さと計画内容の妥当性の検討が求められる。

評価報告書の中で、宮崎市は地域自治区の枠組みを構成する各機関について今後の方向性を示していた。地域まちづくり推進委員会については、示された方向に従い、その組織力が高まり、専門性を増し、組織としての自立性を増していくことになれば、それに伴い担い得る地域まちづくり事業の分野が広がる可能性もある。ただし、行政側の都合によって担う分野の拡大が起こらないとも限らない点に注意が必要である。宮崎市は地域まちづくり事業を「住民自身が実施する」としているが、無償か有償（負担に見合う手当など）にかかわらず、住民が事業実施の負担を引き受けることには限

度があると考えられる。

地域自治区によっては、活動と事業が形骸化しているところもあろう。地域自治区ごとに地域経済、地域特性の様相は異なるため、自治会などの既存の地域団体を活用して地域自治区の枠組みとその活動を行う地域もあれば、それによって行わない地域も存在するであろう。

自治会・町内会等における担い手問題は、住民の共同意識・互助意識の希薄化の問題として片づけられがちではないか。しかし、自治会・町内会の側にも問題はあつた。例えば、住民にとってその活動の意義、その活動の魅力が乏しいという点である。同様の問題は、地域協議会、地域まちづくり推進委員会にも懸念される。例えば、評価報告書では地域まちづくり推進委員会の担い手不足の問題が取り上げられていた。そのことから、一般の有権者、住民、市民団体の声を聞き、当該活動に反映できているか、一般の住民による承認とその承認に基づく当該活動の正当性について確かなものになっているとは言い難いこともあろう。

評価報告書は地域まちづくり推進委員会について市民活動団体のネットワーク形成を一層進め、多様な分野の地域課題に対応する方向性を打ち出していた。法人格を有する組織・有さない組織、住民の運動など、幅広く様々な市民活動団体が存在しているといえる。各市民団体は特定の関心事に精通している点で専門的であり、個人はそうした関心事に共鳴し活動に携わっていることが多い。そこでの活動を起点に、地域そして市政に関わっていることの実感を増していくことになれば、地域や市政への関心は高まっていくであろう。ひいては、市政住民自治の形骸化問題を克服することにつながり、それは公共部門を再生する1つの道筋と考えることができる。公共部門を再生する働きが、市民活動には期待されてきた。その重要な要素として、特に市民活動のネットワークが有望視

されてきた。地域自治区の枠組みには本来この点への期待があったと考えられる。しかし、これは果たされていない可能性がある。例えば、評価報告書が一層の市民活動団体のネットワーク形成を求めていることは、それが未だ実現されていないことを推察させる。

宮崎市の地域自治区制度にみる住民協働は、住民の運動によって培われてきたものではない。住民の運動が自然発生的に起こることを待つわけにはいかないとしても、あるいは、行政による制度構築で住民の主体的な取組みの喚起を試みているのだとしても、行政の側には制度をつくるだけにとどまらない運営面での努力が必要である。

宮崎市の事例は、自らが作成した枠組みを進めることに熱心にみえるが、内実を伴っていない可能性がある。そのような協働をめぐる行政のあり方は、有権者住民のためというよりも行政自身のために協働が進められているのではないかという懸念をも抱かせてしまう。住民協働が市政住民自治と無関係の性格をもつものならば、地域まちづくり推進委員会の活動は行政への協力に過ぎないものとなる。行政には経費節減の観点から、地域自治区住民による事業実施に期待を寄せている面もあろう。自治体行政の事務を行政機構が担うのではなく、一部住民によって構成される団体が担う場合、それはいわば自治体行政の執行に住民が一定の役割を果たしている状態ともいえよう。

仮に、市民活動のネットワークや一般有権者、住民の声の反映によって、地域自治区を通じた公共部門の再生を成し得るとしても、住民の負う負担が大きくなる時、地域まちづくり推進委員会の活動の評価は分かれることになるだろう。

宮崎市行政が地域自治区の枠組みに過度な期待を寄せることは、本来行政が負うべき責任を住民に転嫁することにつながるおそれがある。財政状況によっては、その懸念が現実化し

ないとも限らない。自治体行政が将来に自らの機能低下を見越すのならば、実施負担と責任を住民側に転嫁する方向で努力するのではなく、有権者住民からの信頼回復によって行政自身の機能維持を図る方向で努力する必要がある。

宮崎市の地域自治区の枠組みとそれによる住民協働を検討した結果、一般の有権者、住民、市民団体の声を聞きその意思を反映できているかについての疑問、市政に影響を及ぼす作用や市政住民自治につながりを有しているとは必ずしも言い得ないという疑問、住民負担をめぐる将来的な懸念、とが考えられる。

協働において求められる行政と住民の対等な関係においては、行政が何を目的とし、行政が協働においてどのような関わり方をするかで、自治体行財政の自治の意義を左右するのではないか、と思う。

これらの疑問については、現在の実態を明らかにすることが必要である。

【謝辞】本論文の内容に関わる調査でご協力いただいた皆様へ、この場を借りて感謝申し上げます。なお、論文中の誤りはすべて筆者に帰するものである。

注

- 1) 自治体行政の相手方に、事業者（営利企業）、NPO（非営利組織）などを幅広く含む場合、市民協働と呼ばれることがあるが、公民連携と呼ぶべきテーマの拡がりをもつものであるためこれと区別する。
- 2) 地域自治区の設置は2006年に始まるが、編入合併した4つの町が、合併特例区から地域自治区へと順次2011年1月、2015年3月に移行している。地域自治区のみから成るあり方は2016年度に整った。編入合併されてきた4つの町の様相と地域特性は、旧宮崎市とは異なる面がある。宮崎市は、合併によって、異なる行政課題を有する区域を従来にも増して抱えることとなった。
- 3) 宮入（2011）、栗本（2012）は、この枠組みの

- いわば生成間もない時期に、制度設計や運用について検討を試みている。
- 4) 例えば、宮崎市地域振興部地域コミュニティ課地域まちづくり推進室 2021;pp.5-8 を参照されたい。以下では同書著者を宮崎市地域コミュニティ課と省略表記する。
 - 5) 2006 年の合併前の旧宮崎市には、昭和の合併時の旧町村に置かれた支所と本庁管内とが存在していた。旧市本庁管内には 9 の地域自治区が置かれ、旧市支所管内には 6 の地域自治区が置かれた。その後、旧市本庁管内においては、2009 年 6 月に大宮地域自治区が大宮と東大宮に分離し、2010 年 6 月に大塚台・生目台地域自治区が大塚台と生目台に分離した。旧支所管内において、2016 年 4 月に赤江地域自治区が赤江と本郷に分離した。
 - 6) 栗本 (2012) も宮崎市は、1998 年の「九州一のボランティア都市」事業を皮切りに、市民活動推進条例制定 (2001 年)、市民活動基本方針策定 (2003 年) など、テーマ型の市民活動を対象に協働路線を進めてきた、としている。
 - 7) 第 5 次宮崎市総合計画がその中で、「地域の特性や住民ニーズに合った取組により、多様で自律性の高いまちづくりを推進していく」としているための同基本方針の改定とされる (宮崎市地域コミュニティ課 2021;pp.i-ii, pp.1-2)。
 - 8) 石崎 2006;pp.57-64, pp.76-82 による。
 - 9) 地域協議会の構成員の住民代表性について石崎 (2006) は次のように述べている。「各構成員が地域住民全体の代表としての性格を有することが法律上明示されているわけではない。しかし、地域協議会は地域の住民の多様な意見が反映されるように構成されなければならないので、法的な建前としては、地域協議会の意見は、「地域住民の意見」を表明するものと捉えられることになる。」。なお、地域協議会が発する意見についても「条例で定める市町村の施策に関する重要事項においても、地域協議会の意見は法的拘束力を有するものではない。」と述べている。
 - 10) 宮崎市地域自治区の設置等に関する条例、平成 17 年 10 月 1 日、条例第 62 号。そのうちの委任の事項は、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることとしており、要綱、規則によって地域自治区と関連制度の枠組みは詳細な組立てが行われている。なお、同条例第 1 条は「地域の住民の意見を反映させつつ行政運営を行うとともに、市民に身近な行政サービスを提供するため、地方自治法 (中略) の規定に基づき、地域自治区を設置する」としている。
 - 11) 以下は宮崎市地域コミュニティ課 2021;pp.17-20 による。
 - 12) 根拠となる規定は不明である。以下も宮崎市地域コミュニティ課 (2021) を参照した。
 - 13) 2018 年 4 月 1 日現在、地域協議会委員の総数は 392 名で、年齢構成は、70 代が 32.1% と最も高く、60 代の 30.8%、50 代の 15.3% が続いている (宮崎市地域コミュニティ課 2021; pp.15-16)。
 - 14) 推薦委員会は 10 名以内で構成され、その委員は地域内の各種団体等の中から、市長が委嘱している。団体には、地域内で活動する自治会、子ども会、老人クラブ、社会福祉協議会、農商工関係団体などがある。
 - 15) 公募委員の定数は、要綱において、各地域自治区 5 名以内と定められている。
 - 16) 以下は宮崎市地域コミュニティ課 2021;pp.37-39 による。
 - 17) 宮入 (2011) は、宮崎市地域自治区制度の特徴として、地域協議会に対応した住民側の事業実行組織の制度化、その事業執行財源とをワンセットにしたまちづくりの仕組みの創設をあげている。宮崎市のこの仕組みについて、樋田 (2020) は、地縁型の組織の再編成と活動の強化に向けた財源の提供という点で典型的な事例であり、自治会などの伝統型団体への財源補助の域を大きく超えるものではないが、その活用について地域での討議の機会を提供してはいる、と述べている。
 - 18) 平成 21 年規則第 16 号。宮崎市は、各地域自治区 (合併特別区を含む) において、まちづくりを行うために、住民自らの意思に基づき組織され、地域協議会の承認を受け、市長に届け出を行った団体と定義している。住民側が任意に設立する団体であるものの、宮崎市がつくった制度であることに疑いを挟む余地はない。
 - 19) 宮入 (2011) は、地域自治区の地域協議会や、地域まちづくり推進委員会の中核を現実には担っているのは、依然として自治会などの地縁組織とそれを支えてきた人材に他ならないと指摘し、住民代表的性格を問題視した。なお、栗本 (2012) は、地域協議会・合併特別区協議会、地域まちづくり推進委員会、双方に地域団体が参加者を出すことで、両者の連携を図る構造が完成した、と述べている。
 - 20) 2020 年度の事業数と取り組み事例は次の通り (宮崎市地域振興部地域コミュニティ課

2022a;p.30)。① 防犯・防災(78 件。地域合同防災訓練、青色パトロール巡回)、② 地域福祉の分野(61 件。高齢者生きがづくり、子育てネットワークづくり)、③ 環境の分野(48 件。環境美化運動、里山保全)、④ 地域再生の分野(46 件。地域の賑わいづくり、ICTを活用した情報発信)、⑤ 健康づくりの分野(32 件。健康づくりに関する講座、スポーツ事業)、⑥ 伝統文化の分野(32 件。伝統文化伝承事業、地域の歴史講演会)、⑦ 地域教育の分野(40 件。生涯学習に関する事業、子どもの各種体験事業)、⑧ その他の分野(77 件。地域のリーダー育成事業、広報事業)。

- 21) 地域コミュニティ活動交付金評価委員会は、学識経験者や市民活動団体の代表者で構成され、毎年度、実施された事業を評価し、評価報告書としてまとめている。名和田 (2020) が述べるように、評価委員会の事務局は宮崎市地域振興部地域コミュニティ課であることから同報告書の記述には宮崎市の問題意識や考え方が反映されていると考えることができる。
- 22) 担い手不足問題について次のように述べている。部会員が固定化し、高齢化が進むなど、担い手不足が課題となっている。
- 23) 次の内容を述べている。地域まちづくり推進委員会では、各種事業を実施するに当たり、参加者を集めることに苦労されている。まずは、住民の声に耳を傾けながら、地域のニーズや課題を適切に把握し、適切に事業に反映していくことが大事になると考えられる。また、情報発信について、周知だけではなく、積極的にコミュニケーションを図りながら、住民のまちづくりへの関心を高めていくことも重要になる。
- 24) 次の内容を述べている。①地域まちづくり推進委員会が一定の収益を得られる事業に取り組むことも重要になる。②地域まちづくり推進委員会が取り組む事業は、利益を追求するものではないが、地域コミュニティ活動交付金を原資として、収益事業に着手したり、その後、ビジネスに転換したりすることで、自立性や継続性の確保が期待できる事業もある。③地域まちづくり推進委員会の事務局には、地域協議会や地域自治区事務所と連携しながら、事業をコーディネートしたり、マネジメントしたりするといった能力が求められる。その体制を強化していく必要がある。④行政には、地域自治区事務所が地域の実情を把握し地域との協働を推進する必要、公立公民館等の指定管理者の受け皿となる地域まちづくり推進委員会に段階的な支援を

通じて組織の基盤強化を図っていく必要がある。

—— 参考文献 ——

- 石崎誠也 (2006) 「地域自治区の法的性格と課題」岡田知弘・石崎誠也編『地域自治組織と住民自治』自治体研究社, pp.55-89 ページ。
- 栗本裕見 (2012) 「地域住民による小規模社会サービスの供給へー「コプロダクション」への模索ー」『公共政策研究』12 号, pp.74-84.
- 高端正幸・佐藤滋 (2020) 『財政学の扉をひらく』有斐閣。
- 榎田洋 (2020) 「社会資本と公共サービス・参加型予算——公共サービスの拠点としての社会資本」森裕之・諸富徹・川勝健志編『現代社会資本論』有斐閣, pp.224-244.
- 名和田是彦 (2020) 「日本型都市内分権の限界と可能性：宮崎市の地域自治区制度の運用を素材として」『法志林』118 巻 3 号, pp.1-88.
- 沼尾波子・池上岳彦・木村佳弘・高端正幸 (2023) 『地方財政を学ぶ (新版)』有斐閣。
- 森裕之 (2020) 『市民と議員のための自治体財政』自治体研究社。
- 宮入興一 (2011) 「宮崎市の都市内分権と地域自治組織の新展開」西村茂・自治体問題研究所編『住民がつくる地域自治組織・コミュニティ』自治体研究社, pp.127-160.
- 宮崎市 (2020) 「宮崎市市民活動推進基本方針 (改訂版)」令和 2 年 3 月。
- 宮崎市市役所改革推進課 「行財政改革の主な経緯」
https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/finance/administrative_reform/82498.html (2023 年 9 月 6 日取得)
- 宮崎市地域振興部地域コミュニティ課地域まちづくり推進室 (2021) 『宮崎市地域自治区 住民主体のまちづくり』東信堂。
- 宮崎市地域振興部地域コミュニティ課地域まちづくり推進室 (2023) 「宮崎市の地域自治区」令和 5 年 4 月。
- 宮崎市地域振興部地域コミュニティ課 (2022a) 「地域自治区による住民主体のまちづくり」令和 4 年 4 月。
- 宮崎市地域振興部地域コミュニティ課 (2022b) 「宮崎市地域コミュニティ活動交付金運用マニュアル (第 12 版)」令和 4 年 3 月。
- 宮崎市地域振興部地域コミュニティ課 (2023) 「令和 5 年度宮崎市地域まちづくりに関する市民等意識調査結果報告書」令和 5 年 6 月。
- 宮崎市地域コミュニティ活動交付金評価委員会 (2022) 「令和 2 年度宮崎市地域コミュニティ活動交付金活用事業評価報告書」令和 4 年 1 月。

A Study of Administrative and Financial Autonomy of Municipal Government and Collaboration with Local Citizens

Kazuki KATAYAMA (Public Finance)

Abstract

This article deals with resident collaboration in relation to the issue of local government becoming a only name of resident self-governance and democracy. In order to examine the effect on local government resident self-governance with collaboration between local citizens and local government administration, we can focus on the case of Miyazaki city regional autonomous district system. “Collaboration ” is emphasized to be a characteristic of the system and we can regard it as an typical example of resident collaboration where the government takes the lead in building and promoting the system.

Have the regional autonomous district framework and resident collaboration contributed to the resident self-governance of Miyazaki city government? Keeping in mind this research question, I examined the regional autonomous district system and considered the functions and characteristics of resident collaboration.

At first I examined the history of collaboration in Miyazaki city government. I talked about the legal characteristics of regional autonomous district system based on the Local Autonomy Law, and then examined the institutions and activities that make up the framework of Miyazaki city regional autonomous district. And I examined the current status of the regional autonomous district framework and the discussions.

As a result of the examination, I could indicate the following concerns. There are doubts about whether the voices of ordinary local citizens are listened to and weather their intentions are reflected on. There are questions that we cannot necessarily say that there is an effect on the city administration or a connection to the city administration as resident self-governance. Collaboration has the future possibility of burden on local citizens. It is thought that what the administration aims for and how it interacts in collaboration will influence the significance of local government administrative and financial autonomy. Regarding these questions, it is necessary to clarify the actual situation.